

平成31年度 神戸市結婚新生活支援事業 申請案内

神戸市では新婚世帯が良好な住環境で新生活をスタートできるように、新居の住居費や引越し費用などを神戸市が支援します。



← 住み替え関連費用
← 補助ページは
← こちらから

対象となる世帯

平成31年1月1日から事業終了（令和2年3月上旬終了予定 ※先着順のため終了が予定より早くなる可能性があります。）までの間に婚姻届を提出し、受理されている世帯

補助の内容

補助金

: 下記の（１）から（４）を全て満たすことが必要です。補助上限：**最大30万円**

<対象要件>

- （１）夫婦の平成30年の年間所得を合算した金額が340万円未満であること
 - * 婚姻を機に離職し申請期間中無職の場合は、離職した方の所得は0とします。（離職証明書類提出必要）
 - * 奨学金の返済を行っている場合は、平成30年中に返済した額を所得から控除できます
- （２）夫婦共に婚姻時における年齢が34歳以下であること
- （３）良好な住宅環境に入居すること（新耐震基準に適合・広さが最低居住面積水準以上）
- （４）申請日より2年以上神戸市に継続して居住する意思があること

<対象費用> ※平成31年1月1日以降に支払われた費用に限ります

- ・新居の住居費（賃料1ヶ月分、敷金、礼金、共益費1ヶ月分、仲介手数料、取得費）
- ・引越し費用



手続き

婚姻届及び転入届(転居届)を提出・受理し実際に新居への引越しが終わった後に、申請書に必要書類を添えて申請先へ持参してください。

※対象となる費用の領収書等が全て揃った時点で申請ください。

※申請書類に不備・不足がある場合、その場で申請を受理出来ないことがありますので、必要書類をよく確認いただき、ご不明な点があれば申請先まで問い合わせいただいた上で申請してください。

※下記申請先まで受付時間内に持参出来ない場合に限り、郵送での申請も可能です。郵送での申請をお考えの方は事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

申請先

神戸市役所 建築住宅局住宅政策課 電話：078-595-6498
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル3階
※本庁舎建替えのため、移転しました。

受付

令和元年6月3日から令和2年3月上旬まで

※先着順のため、申請件数が本市の予算額に達した時点で受付を終了します。

※受付の終了はホームページでお知らせします。

受付時間 8:45~12:00、13:00~17:30（休日・祝日を除く）



対象要件について

補助金について (1) から (4) を全て満たす必要があります。

(1) 所得が 340 万円未満であること

- 平成 30 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間の夫婦の所得を合算した金額が 340 万円未満であること

※ただし、(ア)、(イ) の場合は、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とします。

(ア) 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請期間において無職の場合

離職した方については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。

(イ) 貸与型奨学金の返済を行っている場合

(対象となる所得) = (夫婦の前年の所得) - (貸与型奨学金の前年の年間返済額)

(2) 夫婦共に婚姻時における年齢が 34 歳以下であること

(3) 良好な住宅環境に入居すること

① 建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること

- 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築（着工）した住宅。
- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）された住宅の場合、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅。

② 広さが最低居住面積水準以上であること

< 最低居住面積水準の考え方 >

計算式	10㎡×世帯人数+10㎡	(計算例)
世帯人数	★0 歳から 2 歳は 0.25 人とする ★3 歳から 5 歳は 0.5 人とする ★2 人未満の場合は 2 人とする	①夫婦 2 人の場合 10㎡×2+10㎡=30㎡ ②夫婦 2 人と 0 歳の子どもの 3 人世帯の場合 10㎡×(2+0.25)+10㎡=32.5㎡
面積	★世帯人数が 4 人を超える場合は 計算した面積から 5% を控除する	③夫（もしくは妻）の両親、夫婦 2 人、0 歳の子どもの 5 人世帯の場合 (10㎡×(4+0.25)+10㎡)×0.95=49.87㎡

(4) 申請日より 2 年以上神戸市に継続して居住する意思があること。

その他の要件

(5) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと

(6) 過去に本制度に基づく補助を受けたことがないこと

(7) 申請世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を含まないこと

対象費用について

以下の1から2の対象費用については、平成31年1月1日から事業終了日までの間に支払いが完了している費用に限ります。

1. 新居の住居費

- ・事業終了日までに転入届（市内の引越しの場合は転居届）が提出、受理されている住所地にある住居が対象です。

【対象となる費用の具体例】

- ・住居を賃借している場合 賃料1ヶ月分、敷金、礼金、共益費1ヶ月分、仲介手数料
- ・住居を購入した場合 購入費
- ・住居を新築した場合 設計費、工事費

※賃借費用について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は補助対象外です。

※リフォーム・改修費用は補助対象外です。

2. 引越し費用

- ・事業終了日までに引越しが完了する必要があります。

【対象となる費用の具体例】 ※引越し業者への支払いに要した費用

- ・引越し運送費用（運賃や割増運賃など）
- ・荷造り等のサービス費用（作業員料、梱包資材費などの実費）

× 不用品の処分費用、物品の購入費用、引越し業者が行う電気やガスなどの代行サービス料やエアコンのクリーニング費用などは対象外です。

× 引越し業者を用いない引越し費用については対象となりません。

※対象となる引越し業者は、国土交通大臣の許可等を受けて運送業を行っている事業者です。

必要書類

必要書類について、詳しくは別紙「必要書類確認兼送付書」及び「注意事項」をご確認ください。

全員が必要な書類（◎は様式をホームページからダウンロードしてください。）

1. 補助金交付申請書 ◎
2. 補助対象要件チェックシート ◎
3. 必要書類確認兼送付書 ◎
4. 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

5. 新婚世帯全員の住民票（続柄記載有・本籍記載無し・マイナンバー記載無し）

6. 世帯の所得がわかる書類

平成31年度（平成30年の年間所得記載分）の書類を提出してください。

所得の有無に関わらず、以下のいずれかをご提出ください。（源泉徴収票は不可）

- ・市民税・県民税所得証明書（どなたでも取得可能な書類）
 - 平成31年1月1日時点に住民票のあった市町村区役所に申請することで取得できます。
- ・市民税・県民税特別徴収税額の通知書の写し（給与から市民税・県民税が天引きされている方対象）
 - 毎年6月頃にお住まいの自治体から課税対象者の勤務先へ送付しています。
- ・市民税・県民税納税通知書の写し（市民税・県民税を給与から天引きでなく直接支払う方対象）
 - 毎年6月頃に平成31年1月1日時点でお住まいの自治体から課税対象者へ送付しています。

7. 入居対象となる住居に関する書類

建築年・住宅の広さ（平方メートル）・所在地・各種住宅に関する契約内容及び契約締結（新築の場合は工事の施行完了）がわかる書類として、以下のいずれか一つを提出してください。

- ・住居を賃借している場合は、賃貸借契約書の写し
- ・住居を購入した場合は、売買契約書の写し
- ・住居を新築した場合は、建築工事の検査済証の写し
（購入又は新築の場合は登記事項証明書の写しでも可）

※建築年や住宅の広さが記入されていない場合は、重要事項説明書の写し等、建築年や広さが確認できる書類も提出してください。

※実家等に入居し、親世帯と同居する場合は、建築工事の検査済証又は登記事項証明書の写しを提出してください。

8. 誓約書 ◎

9. 補助金交付請求書 ◎

10. 対象となる費用の支払いの確認に必要な書類

以下の該当するものを提出してください。

- ・新居の住居費（賃料1ヶ月分、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、取得費）を支払ったことがわかる領収書類（領収書や銀行振込み明細の控えなど）
- ・引越しにかかる領収書の写し

（引越し日の記載や、但し書きに引越運搬代であると判断できる記載があるものが必要です）

※申請世帯が支払う費用であること。（申請世帯以外の名義となっている領収書は対象外です）

※支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額の記載が必要です。

※領収書類に内訳の記載がない場合、領収金額の明細がわかる書類（見積書・請求書・明細書等）を添付してください。

場合に依りて必要となる書類

(◎は様式をホームページからダウンロードしてください。)

11. 住居を賃借する場合に必要な書類

- ・住宅手当支給証明書 ◎ (別途様式第2号のとおり)

※申請期間中に就労されている方(アルバイト含む)全員分必要となります。

※住宅手当の支給の有無に関わらず、勤務先に様式を提出し、支給状況の証明書を取得ください。

12. 良好な住宅環境に入居していることの確認に必要な書類

【入居対象となる住居の建築着工年が昭和56年5月以前の場合、
かつ住居が新耐震基準に適合していることが証明されている場合】

- ・入居対象となる住居が耐震診断又は耐震改修を受けた結果、住居が新耐震基準に適合していると証明されていることがわかる書類(耐震基準適合証明書などの写し)

13. 所得の確認に必要な書類

【平成30年において貸与型奨学金の返済をしている方で、平成30年(1月~12月)の
貸与型奨学金返済分を世帯所得から控除することで、世帯所得が340万円未満になる場合】

- ・貸与型奨学金の返済額がわかる書類

【夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合】

- ・離職証明書類(離職票等)

※離職証明書類の提出があった場合のみ、離職した者については所得なしとして、
夫婦の所得を算出します

※この場合でも所得証明書等の添付は必要です。

申請から補助金受給までの流れ

